

# 清流



第5支部共同実施だより第31号

平成25年10月

担当：服織中学校区

## 年末調整の書類をご準備ください

ようやく秋らしくなってきました。空は青く澄み渡り、コスモスが可憐に咲き始めましたね。今年の紅葉は例年より遅いようです。さて、今年も年末調整に必要な証明書等が届く時期となりました。届きましたら大切に保管してください。

- ☆年末調整に必要な書類☆
- \* 生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料の控除証明書
  - \* 国民年金保険料の控除証明書
  - \* 住宅借入金等の控除関係書類
- など



「年末調整って何?!」という新規採用職員・新規任用講師の方は、お気軽に事務職員へおたずねください。

## 平成25年静岡県人事委員会給与勧告がありました

10月17日に静岡県人事委員会より給与勧告がありました。今回のポイントは以下のとおりです。

- 1 月給、期末勤勉手当ともに改定見送り (月給については民間との格差52円、期末勤勉手当は支給割合が同率のため)
- 2 適正な給与の確保を要請 (H25.9.1~H26.3.31までの給与減額措置についてH26.3.31をもって終了するよう強く要求)
- 3 職員の勤務条件等に関する諸課題として、5項目について報告  
(5項目・・・①仕事と生活の調和の推進 ②メンタルヘルス対策 ③雇用と年金の接続 ④公務員制度改革 ⑤公務に対する信頼の確保)

月給については2年連続の改定見送り、期末勤勉手当については3年連続の据え置きです。給与が上がらないのに、消費税率が上がったら生活はどうなるのでしょうか?!不安です。

裏面もあります



# 共済組合の被扶養者認定基準が改正されました



10月1日より共済組合の被扶養者でパート・アルバイト・年金等の恒常的な収入がある方について、認定基準が以下のとおり改正されました。被扶養者の方の収入を今一度ご確認ください。

改正前 3ヶ月の収入の平均が認定基準月額を超えないこと  
改正後 3ヶ月連続して認定基準月額を超えないこと

被扶養者の区分		認定基準年額 ①	認定基準月額 (①÷12月)
1	2以外の者(パート等)	1,300,000円	108,334円
2	障害年金を含む公的年金等受給者	1,800,000円	150,000円

パート収入のある方の例

(円)

収入のあった月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
収入額	110,000	107,000	110,000	100,000	110,000	110,000	110,000	110,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,267,000
	基準超	基準内	基準超	基準内	基準超	基準超	基準超	基準超	基準内	基準内	基準内	基準内	
認定の可否	認定	認定	認定	認定	認定	認定	取消※	取消	取消	取消	認定※	認定	

※ 認定・取消日は収入のあった日の翌日

以上が今回の改正の概要となりますが、実際にはもう少し複雑です。

認定のポイントは、

- ① 認定を希望する日から向こう1年間の収入が認定基準年額を超えないこと
- ② 3ヶ月連続して認定基準月額を超えないこと

この2つの条件のいずれも満たすことです。



また、これはあくまで共済組合上の改正です。扶養手当については従来どおり3ヶ月の収入の平均が認定基準月額を超えないことが条件となりますのでご注意ください。

**毎月の収入額が変動する被扶養者の方がいる場合は、事務職員へお知らせください。**